## 新見市民体育館使用料

	時間区分	左前 O	<b>吽。</b>		上丝	1 9	吐	古即	<b>∃</b> 1	の吐	=	<u></u>	0	<del>一</del>	
H III I I	时间凸刀	十 刑 9 1 2 時													
使用区分					~ 1	7 時			2 1 1	守		2 1	時		
競 専 営利を目的として使	一般			円			円				円	1		F	円
技 用 用する場合及び入場		22,	0 0	0	30,	, 0	0 0	3 0	), (	0 (	О	8 (	),	0 (	)
場 使 料を徴収するもの												<u></u>		(	С
用	高校生以	8,	0 0	0	1 1,	, 0	0 0	1 1	. , C	0 (	О	3 (	),	0 (	Э
	下											1		(	С
その他一般使用で入	一般	2,	2 0	0	3,	0	0 0	3	, (	0 (	О	8,	0	0 (	Э
場料を徴収しないも	高校生以		8 0	0	1,	1	0 0	1	, 1	. 0	О	2,	8	0 (	
$\mathcal{O}$	下											i			
部 テニス・バレー・バス	 一般	1,	1 0	0	1,	5	0 0	1	. 5	5 0	0	4,	0	0 (	
分 ケット 1面につき	<u></u> 高校生以		4 0				5 0					1,			-
使	下						0 0					<b>-</b> ,	-		
	 一般		4 0	0		5	0 0			5 0	0	1,		0 (	 }
	 高校生以		2 0				0 0			3 0		т,		0 (	
(C ) C	同仪主丛 下		2 0	U		J	0 0		C	, 0	U	Ī	O	0 (	,
 格 専用使用			7.0	0	1	0	0.0	1			0	2	-0	0 /	_
			7 0					1							
	高校生以		3 5	U		Э	0 0		(	Ü	U	1,	4	0 (	)
場	下					_					_				_
2分の1使用	一般		3 5				0 0				-	1,			
	高校生以		1 5	0		2	0 0		3	3 0	О	1	6	5 (	)
	下														
卓球台1台につき	一般		2 0	0		4	0 0		4	10	0	1,	0	0 (	)
	高校生以		1 0	0		1	5 0		1	. 5	О	i	4	0 (	Э
	下														
トレーニング室		1 0	0		1	0 0		1	. 0	О		\			
	上											1		\	
	小学生以		5	0			5 0			5	0		_		_
	下											i		\	
シャワー室 時間使用区分ご	3 0 0	0 円		1			1							1	
とに	え1人は		<u>ر بر</u>	とに3	3 0	円									
── 競技場用照明 1 時間につき							4 0	0	円					٦	
半面全点灯400円 半面半減点灯2															
├── 附属設備、備品等使用料 (1[															

品名	単位	使用料	品名	単位	使用料
放送設備	1式		フロアシート	1 枚	50円

長机	1 脚	20円	ステージ	1 式	400円
椅子	1 脚	10円	コンセント	1個	5 0 円

## その他の付加使用料

- 1 会議室を使用する場合は、時間区分につき400円とする。
- 2 営利を目的として入場料を徴収する場合は、前記使用料の該当する額に最高入場 料金等(税込み)の20人分に相当する額を加算する。
- 3 9時以前又は21時以降等に使用することとなる場合の使用料は、最も近い時間 区分の使用料の2分の1に相当する額を1時間当たりの額とする。
- 4 本市の住民以外が「競技場」、「格技場」、「トレーニング室」、「卓球台」、 「会議室」を使用する場合は、使用料に当該使用料の50%を加算するものとする。